## 予防規程

- 1 予防規程は、当該製造所等の完成検査により技術上の基準に適合していると認められ、施設を使用するまでに認可が得られるよう、製造所等の規模等を考慮して申請してください。
- 2 同一事業所内に複数の該当施設が存するときで、災害が発生した場合に相 互に関連があると判断される場合は、事業所の実態に合わせ、個々の施設ご とに作成するのではなく事業所全体を予防規程の対象として、全ての施設を 網羅した予防規程とするようにしてください。
- 3 予防規程と消防計画は、原則として別に作成するべきでありますが、危険物を取り扱う工場または事業所としての消防計画は、予防規程の内容と深い関係を有することがありますので、認可を受けた予防規程が消防計画の内容に組み込まれるようにしてください。
- 4 予防規程の内容の変更については、原則として変更認可申請が必要となりますが、危険物保安監督者の変更や、従業員の人事異動等による自衛消防隊の担当者変更については、認可申請ではなく変更届出によることとしています。